

○富士河口湖町宿泊税システム整備費等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、宿泊税の導入に伴い町内宿泊事業者が行うシステム整備等を支援し、宿泊事業者の事務負担の軽減及び宿泊税の円滑な徴収を図るため、町長が予算の定める範囲内において、富士河口湖町宿泊税システム整備費等補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、富士河口湖町補助金等交付規則(平成15年富士河口湖町規則第37号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次項に定めるもののほか、富士河口湖町宿泊税条例(令和8年富士河口湖町条例第6号。以下「条例」という。)で使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) レジシステム 宿泊に伴って発生する料金、宿泊者数等を管理するシステムをいう。

(2) システム整備 宿泊税の導入に伴うレジシステム等の整備をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象者(以下「補助対象事業者」という。)は、条例第8条第1項に規定する特別徴収義務者としての登録を町長に申請した者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、補助対象事業者としない。

(1) 富士河口湖町暴力団排除条例(平成24年富士河口湖町条例第15号)に規定する暴力団及び暴力団員等又はこれらの者と密接な関係にある者

(2) 町税を滞納している者

(3) その他町長が適当でないと認める者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、補助対象事業者が行うシステム整備及び印刷物等の修正に係る事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。以下「補助対象経費」という。)は、補助事業に要するシステムの改修又は構築並びにハードウェア及びソフトウェアの購入並びにその他宿泊税導入に伴う既存のパンフレット等の修正に係る経費とし、宿泊施設ごとに算定する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、補助対象経費としない。

- (1) 経常的経費
- (2) 人件費、交際費、交通費、宿泊費及び飲食費
- (3) 租税公課(消費税及び地方消費税など)
- (4) 他の補助金等の交付の対象となっている経費
- (5) その他町長が適当でないと認める経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10に相当する額とする。ただし、その金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 補助金の上限額は、条例第8条又は条例附則第4項の規定に基づき申請した宿泊施設1施設当たり50万円とする。

(交付申請)

第7条 補助対象事業者は、交付申請を行う場合、富士河口湖町宿泊税システム整備費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 富士河口湖町宿泊税システム整備費等補助金事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 前項の書類の提出期限は、町長が別に定める。

3 同一の補助対象事業者が、町内に複数の宿泊施設を経営している場合、当該宿泊施設分をまとめて申請することができる。

(交付決定)

第8条 町長は、前条第1項の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定したときは、富士河口湖町宿泊税システム整備費等補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により、補助対象事業者へ通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 補助事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとする場合は、富士河口湖町宿泊税システム整備費等補助金事業変更・中止・廃止承認申請書(様式第4号)を速やかに提出して町長の承認を受けるものとする。ただし、次に掲げる軽微な変更にあつては、この限りではない。

- (1) 補助対象経費の20パーセント以内の減額の変更である場合
- (2) 補助事業の目的に変更をもたらさない事業計画の細部の変更である場合

2 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告し、その指示を受けるものとする。

3 前2項に掲げるもののほか、町長は、補助金交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(実績報告)

第10条 補助対象事業者は、補助事業が完了したとき(前条の規定による廃止の承認を受けたときを含む。)は、当該補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の3月末日のいずれか早い日までに、富士河口湖町宿泊税システム整備費等補助金実績報告書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、町長が別途提出期限を定めた場合はこの限りではない。

- (1) 補助対象経費の明細書
- (2) 補助対象経費証明書類
- (3) 事業の実施結果を明らかにする書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 11 条 町長は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、当該報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合するものであると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、富士河口湖町宿泊税システム整備費等補助金交付確定通知書(様式第 6 号)により、補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 12 条 補助金は、前条の規定により補助金の額を確定したのち、交付するものとする。ただし、町長は、補助事業の遂行上必要があると認めたときには、概算払をすることができる。

2 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、富士河口湖町宿泊税システム整備費補助金精算払(概算払)請求書(様式第 7 号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第 13 条 町長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 第 9 条第 1 項に規定する補助事業の変更、中止又は廃止の申請をしたとき。
- (2) 正当な理由によることなく事業完了後、補助金の交付に係る事業場等において業務を開始しないとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。

(帳簿等の保存)

第 14 条 補助対象事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、及び保管するものとする。

2 補助対象事業者は、前項に規定する帳簿及び証拠書類を当該補助事業が完了(廃止の承認を受けた場合も含む。)した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存し、町長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるようにしておかなければならない。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第 1 号(第 7 条関係)

様式第 1 号 (第 7 条関係)

年 月 日

富士河口湖町長 殿

住 所
(所在地)
申請者 氏 名
(名称及び代表者氏名)
連 絡 先

富士河口湖町宿泊税システム整備費等補助金交付申請書

富士河口湖町宿泊税システム整備費等補助金の交付を受けたいので、富士河口湖町宿泊税システム整備費等補助金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 金 _____ 円
(※複数施設を経営し、まとめて申請する場合) 施設数 _____ 施設

2 誓約事項 (申請にあったては、全ての事項の確認が必要です。)

富士河口湖町補助金等交付規則(以下「規則」という。)及び富士河口湖町宿泊税システム整備費等補助金交付要綱(以下「要綱」という。)の規定を遵守することを誓約します。	☐
要綱第 3 条に規定する補助対象事業者としての要件を全て満たしていることを誓約します。	☐
町税の収納状況や申請書類及び添付書類の内容について、町税務課が調査及び情報共有を行うことに同意します。	☐
町から報告及び立入検査等の求めがあった場合には、これに応じます。	☐
これらの誓約が虚偽であり、又は誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても異議は一切申し立てません。	☐

3 添付書類

- ☐ 富士河口湖町宿泊税システム整備費補助金事業計画書 (様式第 2 号)
- ☐ 見積書の写し (システム、設備、物品、印刷物等の規格及び税抜き単価が分かるもの)

様式第 2 号(第 7 条関係)

様式第 2 号（第 7 条関係）

富士河口湖町宿泊税システム整備費等補助金
事業計画書

1 宿泊施設の概要

施設名称	
施設所在地	富士河口湖町
旅館業法営業許可番号 又は住宅宿泊事業届出番号	

※ 複数の宿泊施設をまとめて申請する場合は、施設毎に事業計画書を作成してください。

2 事業概要（※宿泊税の徴収・納入等に関して必要となる事業に限ります。）

事業期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
事業名	
事業内容	

3 交付申請額の算出根拠

補助対象経費（消費税及び地方消費税を除く）	A	円
補助限度額（1施設当たり）	B	500,000円
交付申請額（A又はBのいずれか少ない額）		円

※ 複数の宿泊施設をまとめて申請する場合は、富士河口湖町宿泊税システム整備費等補助金
交付申請書(様式第 1 号)の「1 交付申請額」には、全施設の合計の交付申請額を記入し
てください。

様式第 3 号(第 8 条関係)

様式第 3 号 (第 8 条関係)

富士河口湖町指令第 号

年 月 日

(補助対象事業者) 様

富士河口湖町長

富士河口湖町宿泊税システム整備費等補助金交付(不交付)決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった富士河口湖町宿泊税システム整備費等補助金について、下記のとおり決定したので、富士河口湖町宿泊税システム整備費等補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第 8 条の規定により通知します。

1 決定内容

- (1) 補助金の交付を決定します。
- (2) 補助金の不交付を決定します。

(理由 :)

2 交付決定額 金 円

3 交付の条件

- (1) 補助事業の内容を変更(要綱第 9 条第 1 項に規定する軽微な変更を除く。)し、中止し又は廃止しようとする場合においては、あらかじめ町長の承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、あらかじめ町長に報告し、その指示を受けること。

様式第 4 号(第 9 条関係)

様式第 4 号 (第 9 条関係)

年 月 日

富士河口湖町長 殿

住 所
(所在地)
補助対象事業者 氏 名
(名称及び代表者氏名)
連 絡 先

富士河口湖町宿泊税システム整備費等補助金事業変更・中止・廃止承認申請書

年 月 日付富士河口湖町指令第 号で交付決定のあった富士河口湖町宿泊税システム整備費等補助金に係る補助事業について、富士河口湖町宿泊税システム整備費等補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり承認を申請します。

1 申請内容 (いずれかに○)

補助事業の 変更 ・ 中止 ・ 廃止

2 変更・中止・廃止の内容

3 変更・中止・廃止の理由

4 中止・廃止年月日

令和 年 月 日 (中止の場合：令和 年 月 日再開予定)

※ 変更の場合においては、事業計画書 (変更内容が分かるもの)、見積書の写しを添付すること。

様式第 5 号(第 10 条関係)

様式第 5 号 (第 10 条関係)

令和 年 月 日

富士河口湖町長 殿

住 所
(所在地)
補助対象事業者 氏 名
(名称及び代表者氏名)
連 絡 先

富士河口湖町宿泊税システム整備費等補助金実績報告書

令和 年 月 日付け富士河口湖町指令第 号で交付決定のあった富士河口湖町宿泊税システム整備費等補助金に係る補助事業について、富士河口湖町宿泊税システム整備費等補助金交付要綱第 10 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり実績を報告します。

1 補助金額 金 円

※複数施設を経営し、まとめて申請する場合は以下に内訳を記載

(内訳)

	施設名称	補助金額
1		円
2		円
3		円
4		円
5		円
6		円
7		円
8		円
9		円
10		円

4 補助事業完了(又は廃止の承認を受けた)年月日 令和 年 月 日

5 添付書類

- ☐ 事業概要報告書 (別紙 1)
- ☐ 補助事業の実施結果が確認できる書類 (完了報告書、マニュアル、納品書、写真等)
- ☐ 補助対象経費の証明書類 (契約書、請求書、領収書等) の写し

(別紙 1)

事業概要報告書

1 宿泊施設の概要

施設名称	
施設所在地	富士河口湖町
施設番号	

※ 複数の宿泊施設をまとめて申請する場合は、施設毎に事業概要報告を作成してください。

2 事業概要

事業期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
事業名	
事業内容	

3 補助金額の算出根拠

補助対象経費（消費税及び地方消費税を除く）	A	円
補助限度額（1施設当たり）	B	500,000円
補助金額（A又はBのいずれか少ない額）		円

※ 複数の宿泊施設をまとめて報告する場合は、富士河口湖町宿泊税システム整備費等補助金実績報告書(様式第5号)の「1 補助金額」には、全施設の合計の補助金額を記入し、「(内訳)」に施設毎の補助金額を記入してください。

様式第 6 号(第 11 条関係)

様式第 6 号 (第 11 条関係)

第 号

令和 年 月 日

(補助対象事業者) 様

富士河口湖町長

富士河口湖町宿泊税システム整備費等補助金交付確定通知書

令和 年 月 日付けで交付決定した富士河口湖町宿泊税システム整備費等補助金について、富士河口湖町宿泊税システム整備費等補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第 11 条の規定により、下記のとおりその額を確定したので通知します。

1 交付確定額 金 円

2 備考

(1) 次のいずれかに該当するときは、交付決定を取消し、又はすでに交付した補助金全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

ア 要綱第 3 条に規定する要件を欠くに至ったとき又は偽って補助金の交付を受けていたとき。

イ 正当な理由によることなく事業完了後、補助金の交付に係る事業場等において業務を開始しないとき。

ウ その他要綱に違反する行為があったとき。

(2) この補助金について、町長が必要と認めるときは、報告を求め又は町職員に検査させることがある。

(3) この補助金に係る帳簿及び書類は、当該補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存し、町長の求めがあったときは、いつでも閲覧に供せるようにしておかなければならない。

様式第7号(第12条関係)

様式第7号 (第12条関係)

令和 年 月 日

富士河口湖町長 殿

住所
(所在地)
補助対象事業者 氏名
(名称及び代表者氏名)
連絡先

富士河口湖町宿泊税システム整備費等補助金精算払（概算払）請求書

令和 年 月 日付け富士河口湖町指令第 号で交付決定のあった富士河口湖町宿泊
税システム整備費等補助金について、富士河口湖町宿泊税システム整備費等補助金交付要綱
第 12 条の規定により、下記のとおり請求します。

1 請求額 金 円

2 振込先

金融機関名	銀行・金庫・組合・農協
支店名	本店・支店・支所
口座種別	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

3 添付書類

☐ 振込先口座情報等を証明する書類の写し（通帳等）